

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年^{金融厚生労働省}告示第七号）

改正案	現行
<p>（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー） 第四十五条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第一百六十四号）第二条第四項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十五号りに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であつて国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。</p> <p>3 前二項に規定する保証については、第九十八条及び第百三条の規定は適用しないものとする。</p>	<p>（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー） 第四十五条（略） （新設）</p> <p>2 前項に規定する保証については、第九十八条及び第百三条の規定は適用しないものとする。</p>